

令和8年3月8日

奈良市長 様
奈良市議会議員 様
奈良市教育委員会 教育長様
奈良市 [] 校長 及び [] 委員会構成員様

いじめ重大事態結果報告書に対する所見書

1. はじめに

本件いじめ重大事態に関する結果報告書を拝見し、被害児童及びその家族の立場から、以下のとおり所見を述べさせていただきます。

本所見は、当事者として実際に経験した事実及び学校・教育委員会の対応に関する記録（録音含め）をもとに事実のみを記載するものであり、誤解や憶測を避け、冷静かつ客観的な視点を心掛けております。

2. 事実関係及び対応に関する所見

1. 調査・経過報告書の記載不備について

いじめアンケート調査の実施と並行して、昨年度当時の担任の先生に状況報告を文書で依頼した際、特に初回提出分には日付や作成者・その場に誰がいたのか等基本的な情報が記載されていませんでした。

被害児童保護者より社会通念上の常識を提示しなければ、一般常識と隔離した内容の文章の提示や誤字脱字等による再作成に至る事象も多々ありました。それにより、本来開始可能であった時期の検証や再発防止・学校としての安全配慮義務が遅れた事実があり、学校への信頼を幾度となく裏切られ、学校への信頼や正確性・公平性に懸念を抱きました。

また、後に判明することとなりますが、 [] 校長と奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課の [] 氏は過去に数年間同じ学校で勤務しており、周知の仲であったことで調査の中立性及び透明性に関しても懸念を抱きました。

さらに、[redacted]について、
学校長は、被害児童保護者から指摘を受ける12月22日まで実に20日間以上にわたり隠蔽し続けていました。

この事実は[redacted]校長より被害児童側へ自発的な報告をしないよう要望があったと教頭より回答があり、録音にも残っておりますが、
学校長は加害児童Bの保護者の要望を優先させた法的優位順位の誤りであり、

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

[redacted]校長及び[redacted]委員会構成員及び奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課関係者においては「いじめ防止対策推進法第8条（学校及び教職員の責務）及び28条2条（重大事態の情報提供義務）違反」また、「個人情報保護法69条の例外規定にて「個人の生命や身体（精神的健康被害含む）を守るために必要な場合は相手方（本件では加害児童保護者）の同意なく提供できることと明記されており、個人情報保護法の趣旨としては被害側の安全を犠牲にしてまで加害者を守る法律ではないが、加害児童保護者の要望のみを通し、被害児童の安全確保に不可欠な情報を提供しなかったことは、学校としての安全配慮義務違反であり、いじめ防止対策推進法3条の主旨にも反します。

重大事態における情報提供義務を定めた第28条第2項には、学校設置者に対し「重大事態の事実関係その他必要な情報を被害児童及びその保護者に適切に提供しなければならない」と明確に義務を課しています。

しかしながら、奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課の課長は、
「[redacted]の自発的な情報提供を20日以上にわたり被害児童側へ提供しなかったことは、いじめ防止対策推進法にも個人情報保護法の69条に該当する内容ではないと判断した」と回答がありました。

同条項に基づく情報提供は、個人情報保護法第69条にいう「法令に基づく場合」及び「当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当し、同法3項には「保有個人情報の利用の他の法令の規定の適用を妨げるもので

はない」との規定があり、すなわち「いじめ防止対策推進法28条2項」を阻害する法ではないことにより、本人同意なく提供できる例外事由である。したがって、加害児童保護者の意向を理由に情報提供を拒むことは、法令上の義務を免除する根拠とはなりません。

は、重大事態の処理及び被害児童の心理的安定・生活環境調整に不可欠な情報であり、「必要な情報」に該当することは明らかです。

以上より、奈良市の「例外適用には該当しない」との判断は、適用すべき条文を誤り、個人情報保護法の趣旨を誤解したものであり、法令の体系的解釈として成立しません。

被害児童AはPTSDを発症しており、加害児童Bとの接触に極度の恐怖を感じている状況下において、は、Aの安全確保と精神的平穏に直結する最優先の情報です。

これを隠蔽し、当方の指摘を受けて初めて認めた不誠実な対応は、いじめ防止対策推進法に明白に違反します。

という状況下で、こうした重要情報の組織的な隠蔽が行われたことは、本調査の公平性と中立性を根本から揺るがす重大な不祥事であり、最後まで被害児童側への誠実な対応を取られることがありませんでした。

上記により、校長及び委員会に属する教員及び奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課関係者の懲戒処分請求を正式に提出致しました。

2. いじめの発覚から重大事態認定に至るまで

令和6年6月10日及び11日に学校にて行われたいじめのアンケート及び6月11日にの際に加害児童Bより暴力行為を受けたこと・6月に入り我が子の様子に異変を感じていた被害児童保護者が、普段より交流のある信頼のおける児童及び保護者の方に被害児童の学校での様子や異変について協力をお願いしたところ、

[REDACTED]

被害児童保護者は、色々な事実が判明すればするほど、我が子が [REDACTED]

[REDACTED] 恐怖を植え付けられ、

大人であれば

暴行罪（刑法第208条：2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金）や

不同意わいせつ罪（刑法第176条 6ヶ月以上10年以下の拘禁刑）・

強要罪（刑法第223条 3年以下の懲役）にあたる内容もありましたが、現在の日本の少年法による14歳未満の加害者に対する指導の限界を幾度となく感じました。

また、いじめの全容が判明した際に、当時の教頭先生に新学期から加害児童Bのクラス替えをして頂けないか相談したところ、当時の教頭先生の口から

[REDACTED]

[REDACTED]と口頭で回答がありました。この件も録音に残っております。

学校は当初いじめのアンケートに「被害児童が加害児童Bから嫌なことを度々させられている。」という内容のクラスメイトからの報告を11日放課後に把握していたと後に報告を受けますが、11日の [REDACTED] の際の加害児童Bからの暴力行為についても、いじめのアンケートに関しても6月13日まで被害児童保護者へ連絡はありませんでした。

また、6月11日に把握していたにも関わらず、何ら措置がとられなかった事により、被害児童は6月13日の移動教室の際に [REDACTED]

[REDACTED]

また、後のクラスメイトのアンケートでも詳細な事実が30件以上判明しましたが、当時の学級担任においては、自身の授業中に起こった件についても全く把握していなかったと報告を受けました。

また、被害児童からも保護者及び関係者による聞き取りを行い、事実が明らかになっていきました。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

その後6月18日よりしばらく加害児童Bは休ませるとのことでしたが、被害児童側からすると期限の設定がなく、またいつ加害児童Bが急に登校してくるのかわからないため、被害児童はしばしば不眠状態になり、精神的不安から瞬きが過剰になるチック症状が出て、治療のために度々学校を欠席しており、常に不安な状態にありました。ただ、長年仲良くしている児童や、登校時等に気にかけてくれる児童がおり、その児童達がいることで、日々自分の気持ちや体調と闘いながら過ごしておりました。現在も通院治療は継続しております。

しかしながら、結果報告書には、被害児童が療養のために休んだ複数回・複数日に及ぶ正式な記録が掲載されておられません。

加害児童Bが休んだタイミングで学校が前クラスの児童に本事案に関するアンケートを実施したところ、クラスメイトより加害児童Bが被害児童におこったいじめに関するたくさんの目撃証言や、どのような言動をしていたのかが詳細に明らかになっていきました。

令和6年6月下旬に本事案の全容が9割以上明らかとなり、また暴力行為などがあったため、

その後夏休みに入りましたが、学校側からの連絡は令和6年7月17日以降、被害児童の体調伺い等、次項に記載した令和6年8月22日まで1度もありませんでした。

3. 加害児童と被害児童の対面による健康被害について

令和6年8月22日、加害児童Bと和解が成立していない状況で、加害児童B側より学校に対し「2学期始業式より通常登校する」との連絡が入ったと学校より被害児童側へ連絡がありました。

令和6年8月26日始業式から加害児童Bが登校することとなりました。

当日被害児童保護者は被害児童を休ませるつもりでしたが、被害児童が「加害児童Bは怖い会いたくないけれど、仲の良い友達に会いたいから学校は行く」と申出たため、被害児童保護者は同伴し見守っていましたが、このような状況下で加害児童Bと被害児童が同じ教室内で容易に視界に入る距離及び度々対面状態にあったため、被害児童は強い精神的苦痛を受け、その結果、体調不良を訴え「神経性嘔吐」と診断されています。

この事実については学校から教育委員会にも報告されていたと認識しており、またいじめ防止生徒指導課からも認識していたと文面で報告がありました。

しかしながら、その事実を認識していながら、被害児童側へ適正な聞き取りや調査もなく、校長先生といじめ防止生徒指導課の判断にて重大事態として正式な手続きが直ちに講じられなかったことは、後の被害児童のPTSDにもつながっており、大変遺憾です。

4. 保護者会における校長先生の個人情報の取り扱いについて

校長先生が保護者会において、被害児童側への詳細な説明を行わないまま、本事案を知らない保護者も多数いる中で、全クラスに被害児童が容易に特定されうる発言を昨年度及び今年度において2度にわたり行ったことは、地方公務員法第34条守秘義務違反及び個人情報保護法に反し、また被害児童側のプライバシー保護にも反し、それによる二次被害・三次被害を起こしているため、学校の安全配慮義務の観点からも不適切であったと考えます。

被害児童を容易に特定されうる発言の必要性について校長先生に回答を求めましたが、法的根拠のある明確な回答は現在も得られておりません。

5. いじめ重大事態認定に係る経緯について

被害児童側へ学校から本事案について報告のあった令和6年6月13日以降、校長先生からは当初より「重大な事態として取り組んでいる」という言動が度々被害児童側へありましたが、いじめの全容が判明した時点でも、2学期に加害児童Bとの対面による「神経性嘔吐」の診断について報告していた段階でも、いじめ重大事態として正式な手続きはされていませんでした。

校長先生には、新学年になった際に昨年度2学期以降~令和7年3月までの学校としての経過状況について整理されたものを、いじめ防止対策推進法に則り報告依頼をしましたが、実現することはありませんでした。

被害児童側は重大事態として正式な手続きをして頂いていると信用していましたが、令和7年5月に被害児童が学年行事の移動の際に再度加害児童Bから威圧を受け、その行事が昨年度加害児童から嫌な事をされた行事だったため体調不良を起こし、心療内科を受診しPTSDを発症したことを学校へ報告したところ、重大事態として正式な手続きが取られていなかった事が発覚し、

校長先生より「今から重大事態の申立書を作成してください。」と告げられました。昨年度当初より重大事態として正式な手続きが取られているとばかり信じていた被害児童保護者は、この校長先生からの連絡について背信行為と感じざるを得ませんでした。

その後約1ヶ月で被害児童保護者は過去の記録・及び録音も全て事実に基づいて整理し、重大事態の申立書の作成を行いました。

このような経緯があり、本来であれば昨年度の少なくとも9月時点で正式な手続きを行って頂いていたならば、いじめの全容が判明してから1年9ヶ月以上も被害児童側へ精神的・身体的な負担を強いることはなかったと思われるため、奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課と校長先生の判断のみで本来正式に手続きをする時期にされていなかったことは大変遺憾です。

今後、教育委員会や学校に「重大な事態として対応している」と伝えられても、法令遵守できちんと正式な手続きが取られているかの確認を行うことの重要性を痛感致しました。

また、時効を迎える前に被害児童保護者が気づいた制度として、例えば災害共済給付は、いじめによるものも対象ではありますが、被害児童側がけがまたは精神的なケアのため継続した通院や治療が必要な場合でも、受診した月から2年以上経過すると救済措置の時効を迎え被害側が救済措置をとれない状況になります。その制度についても学校から自発的な情報提供はありませんでした。

6. 重大事態経過報告書の送付方法及び送達確認について

その後の対応についても被害児童側から確認しなければ、自発的な連絡や報告が少なかった事により、重大事態認定後の結果報告書の作成に関して経過報告を学校へ依頼していましたが、繊細な個人情報を含む重大事態の経過報告書が「普通郵便」で発送され、本来送達されるべき文書が被害児童側には未着であることを確認しております。その後せめて追跡可能な方法にて送達を提示し依頼して初めて、追跡可能な発送方法にて再送されました。

今後は確実な送達方法の選択と、送達確認の徹底を求めます。

また、社会通念上の常識を身につけて頂きたいと存じます。

7. 結果報告書の作成遅延について

重大事態の結果報告書について、昨年度既にクラスメイトからの詳細なアンケートや聞き取りが終了し、被害児童が加害児童に受けたいじめの内容が9割以上判明していたことにより、当初8月末を締切りとして学校より被害児童側へ提示設定されていたにもかかわらず、直前になって作成遅延及び延長を申出られたことは、被害児童側にとって更なる精神的負担や体調不良を発症させ、学校及び教育委員会への不安や不信感を生じさせました。

また作成の遅延・延期後の新たな期限の自発的な申出は学校及び教育委員会からはなかったため、被害児童保護者も精神的負担による体調不良を起し、これ以上先の見えない状態を何とかして欲しいという思いより、改めての期限を決めて欲しいと被害児童側が懇願したところ、

学校及び教育委員会からの回答は、令和7年11月末日との回答が9月8日でありました。その後令和7年11月25日に初めて結果報告書(案)の提出がありました。

8. 報告書記載の内容の欠落事項 [REDACTED]

いじめ重大事態の結果報告書には、いじめ防止対策推進法及びいじめ重大事態にかかるガイドラインにより、被害児童の本事案による被害状況や加害児童の謝罪状況についていじめ防止対策推進法28条2項により事実の明確化を計り、情報を提供しなければならない法的根拠がありますが、学校側が作成した結果報告書にはその核心的事実の記載はありませんでした。

内容としては、

- ① 被害児童及び被害児童兄弟が本件加害児童Bによるいじめを直接の理由として、加害児童Bと試合など学校外でも対面を避けるために、[REDACTED]を見るだけでも容易に加害児童Bを思い起こしPTSDの症状が出るため、長年続けてきた[REDACTED]を令和6年6月に辞めざるを得なかった事実・被害児童兄弟も同様に加害児童Bに対し恐怖感を抱いており、[REDACTED]を辞めざるを得ない状況となったこと

② [REDACTED]

の2点となります。

この2点については、被害児童のみならず被害児童の兄弟においても本いじめを直接の理由とする重大な影響が出ている事実であり、法的根拠より記載の必要がある内容ですが、記載がされていません。

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、いじめの被害状況については「学校の内外を問わず」発生するものであると定義されています。

被害児童及び被害児童兄弟が心身の苦痛により[]を断念した事実は、学校内での本事案による加害児童Bによるいじめに直接起因した「生活上の重大な被害状況」そのものであり、法第28条第2項が定める「事実関係の明確化」のために報告書へ記載すべき不可欠な事実です。これを「学校外の私的な活動である」として記載を避けることは、事案の深刻度を不当に矮小化するものであり、法の趣旨に著しく反しています。

[]
[]

[]
[]
[]
[]
[]

[]
[]
[]

[]
[]

被害児童側が苦痛により [] を断念している一方で、 []
[]
[]

[Redacted]

当方はこれまで、これらの事実を法に則り結果報告書に記載頂くよう、学校及び奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課に対し記載しないことは法に抵触すると提言してまいりました。

しかしながら、現在に至るまで法の根拠に基づく合理的な説明がない事実は、極めて遺憾です。

今後の再発防止策の検討においても重要な要素であり、奈良市いじめ防止基本方針及び奈良県いじめ防止基本方針並びにいじめ防止対策推進法の主旨に反し、また明確な事実の記載を行わないという不適切な行政行為は、地方公務員法第32条（法令等遵守義務）及び地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に定められている公務員の法令の厳格な遵守と、職務の公平性・信頼性を保持することを適切に守られず、大変遺憾です。

9. [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

10. アンケートやその後の聞き取り協力児童及び保護者の方々への感謝について

本件に関し、調査開始後アンケートにおいて被害児童が加害児童Bから受けていた事実内容を詳細に記入して下さった前クラスの児童の皆さんに、心より感謝申し上げます。

また、いじめ調査前にいち早く加害児童Bから被害児童が受けていた内容を報告して下さった児童及びその保護者様には、被害児童側として感謝しかございません。客観的な視点で事実を報告・協力いただいたことで、事実の把握や対応に大きく寄与頂いたこと、また被害児童が再度安心して学校へ通える気持ちになれたことに大きく寄与いただいたことを深く感謝しております。

11. 本年度の担任についての御礼について

本件に対し、本年度の被害児童に直接関わる担任の先生方に関しては校長や前任の担任より詳細な引き継ぎもないことが後に判明しますが、様々な詳細が判明していく課程で、1学期後半からは自発的な取り組みを保護者へ連携して頂き、被害児童が安心して通える環境を整えて下さったことに感謝しております。

校長による様々な隠蔽が続く中、被害児童生徒や保護者に真摯に向き合い法令に沿った対応をして下さったことにも感謝しております。

12. 奈良市長及び奈良市教育委員会に関して組織隠蔽・法令違反に関する厳正な処分及び再発防止に向けた体制構築の要求

本件いじめ重大事態における学校及び教育委員会の対応に関し、被害児童の保護者として、以下の通り最終的な意見を述べ、地方公務員法第29条により関係職員の厳正な処分及び教育行政の根本的な体制刷新を強く求める。法及び条例違反の根拠については以下の通り述べます。

1. []より学校側へ転校の事実を被害児童側へ自発的に報告しないで欲しいと要望を受け、被害児童側へ20日以上隠蔽を継続した。本件情報の非提供判断において、関係職員（教員）らは自らが遵守すべきいじめ防止対策推進法及び個人情報保護法の例外規定を検討の遡上にすら載せていませんでした。また担当者である[]氏に条例等を既知であるか確認したところ、その内容のみならず奈良市の条例があることすら知らないとの回答（録音有）でした。この事実は教育公務員としての専

門的適格性の著しい欠如であると感じました。

2. 【市長への提出文書に対する不適切な処理について】

本件について、市長宛に提出した文書は、いじめ防止生徒指導課の法的瑕疵及び不適切な行政判断を指摘するものであり、同課に対する告発・是正要求の性質を有する。しかしながら、当該文書に対する回答が、告発対象であるいじめ防止生徒指導課自身によって作成され、市長名義で送付されたことは、行政運営上重大な問題である。

第一に、告発対象部署が自らの行為について判断し回答することは、行政の公正性・無偏性の原則に反し、「自己審査」となっており適切ではない。

第二に、市長名義文書の実質的作成者が告発先であることは、市長の意思決定過程の透明性を欠き、行政内部の牽制機能が働いていないことを示すものである。

第三に、市民からの告発・指摘に対し、独立した部署による検証が行われず、告発先が自らの行為を正当化する形で処理されている点は、行政手続として看過できない不適切な対応である。

以上より、本件の文書処理のあり方は、行政の公正性・透明性・説明責任の観点から重大な問題を含んでおり、適切な再検証及び処理体制の見直しが必要です。

3. 本件加害児童の転校の事実の隠蔽に関し、いじめ防止生徒指導課の担当■■■■氏は「最終判断は校長にある」と説明し、録音にも残っているが、後の電話確認において、指導課長含む管理職も当該判断の協議に直接関与していた事実を認めた。これは、学校と教育委員会が組織的に共謀して法令・条例の例外規定を黙殺し、地方公務員法第32条（法令遵守）及び第33条（信用失墜行為の禁止）違反にあたり、隠蔽を固定化した証左です。

4. ■■■■を鑑みれば、被害児童の安全（いじめ防止対策推進法3条）を犠牲にしてまで情報の秘匿を強行した判断は、■■■■への不当な利益供与であり、地方公務員法第32条（法令遵守）及び地方公務員法第33条（信用失墜）に該当する背信行為です。

5. 上記に関わった■■■■教員及びいじめ防止生徒指導課の教員等の全ての関係者のリスト及び市長の公印及び文書番号なしの文書については、別途懲戒請求書にも証拠説明書として奈良県教育委員会へも提出済みです。

13. 結び

私たち被害児童保護者は法令遵守の観点から、いじめ防止対策推進法をはじめとした関係法令に則り、校長及び教頭や奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課へ教示・要望を行ってまいりました。しかしながら、法の内容について正しい解釈や知識を再三にわたり教示しても、校長や奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課に関しては自発的な行動や報告及び適切な対応をして頂けない場面が多々あり大変遺憾です。

ニュースでしか見たことのなかった教育委員会や学校対応の遅さを、実際に被害児童側が経験することとなり、その精神的・身体的・時間的負担はあまりにも大きいものでした。

私たちの場合は、本事案の詳細が既に令和6年6月下旬に判明しておりましたが、本来いじめ重大事態として正式な手続きを行うべき時期に学校長及び奈良市教育委員会いじめ防止生徒指導課による正式な手続きがなされていなかったため、2次・3次被害を受け、最終的な報告が提示されるまでに実に1年9ヶ月以上を要しました。

今後本件のような教育委員会という閉鎖的な論理による隠蔽を根絶するため、必要に応じ条例の改正等も含め、市長に対し以下の体制構築を強く求めます。

- ① 教育委員会事務局に対する外部リーガルチェックの義務化
重大事態等の法的判断を要する事案において、市長管轄（行政管轄）の法務部門による審査を必須とすること
- ② コンプライアンス研修の抜本的強化
教育委員会における行政職以外の職員（教員）において自市の条例すら理解していない現状を厳粛に受け止め、最低限学校教育において必要な法令・条例について全職員に対する法務教育の徹底すること
- ③ 市長直轄の「第三者監視・再調査体制」の常設
教育委員会の不作為を監視し、被害者が直接市長部局へ適正な事務執行を申立てられる窓口を実質化すること

- ④ いじめ重大事態に認定された場合は被害児童の救済を速やかに進めるために、「いじめ重大事態認定書」の発行を当月中に行い、また他自治体等に習い加害児童側からの更なる加害を防止し、正当な損害賠償を求める手続きを速やかに行えるよう奈良市教育委員会が責任を持つこと
- ⑤ いじめ重大事態が発生した場合には、年度を超えないこと。万が一超える場合であっても、いじめ重大事態認定後最長6ヶ月以内に第1案の結果報告書を作成し、いじめ重大事態の解決までの長期化を防ぐこと

以上、今後2度と同じようなことが繰り返されないよう、また全ての健全な児童が安心して安全に学校生活を送れるように奈良市の教育行政が「法治」を取り戻すための抜本的な改革を断行されることを願います。

以上

いじめ重大事態 被害児童保護者